

鳥取県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第35号

鳥取県税条例等の一部を改正する条例

(鳥取県税条例の一部改正)

第1条 鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目(以下この条において「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目(以下この条において「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下この条において「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下この条において「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条、号及び号の細目の表示並びに削除条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条、号及び号の細目の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 略	第1章 略
第2章 普通税	第2章 普通税
第1節～第6節 略	第1節～第6節 略
<u>第6節の2 自動車取得税(第134条の2 第134条の21)</u>	
<u>第6節の3 軽油引取税(第134条の22 第134条の43)</u>	
第7節 自動車税(第134条の44 第146条)	第7節 自動車税(第134条の2 第146条)
第8節～第10節 略	第8節～第10節 略
第3章 目的税	第3章 目的税
<u>第1節及び第2節 削除</u>	<u>第1節 自動車取得税(第167条 第185条)</u>
第3節及び第4節 略	<u>第2節 軽油引取税(第186条 第206条)</u>
第4章 略	第3節及び第4節 略
附則	第4章 略
	附則
(県税として課する税目)	(県税として課する税目)

第3条 県税として課する税目は、次に掲げるものとする。

(1) 普通税

ア～カ 略

キ 自動車取得税

ク 軽油引取税

ケ 略

コ 略

サ 略

(2) 目的税

ア 略

イ 略

(知事権限の委任)

第4条 法、施行令、総務省令、この条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例（昭和29年鳥取県条例第27号）に規定する徴収金の賦課徴収及び過料に関する知事の権限に属する事務は、次に掲げる事項を除くほか、課税地を所管する総合事務所長（鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長をいう。以下同じ。）に委任する。

(1)～(11) 略

(12) 法第125条第1項から第3項までの規定による自動車取得税に係る納税義務の免除、徴収の猶予又は徴収の猶予をした期間に対応する部分に係る延滞金額の免除に関する事項

(13) 法第126条第1項の規定による自動車取得税に係る納付義務の免除に関する事項

(14) 法第144条の8第4項の規定による仮特約業者の指定又は指定の取消しの通知に関する事項

(15) 法第144条の9第1項後段の規定による特約業者の指定に係る意見の聴取、同条第2項又は第9項の規定による特約業者の指定又は指定の取消しの通知及び報告並びに同条第4項及び第5項ただし書の規定による特約業者の指定の取消しの請求に関する事項

2～5 略

(課税地)

第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、

第3条 県税として課する税目は、次に掲げるものとする。

(1) 普通税

ア～カ 略

キ 略

ク 略

ケ 略

(2) 目的税

ア 自動車取得税

イ 軽油引取税

ウ 略

エ 略

(知事権限の委任)

第4条 法、施行令、総務省令、この条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例（昭和29年鳥取県条例第27号）に規定する徴収金の賦課徴収及び過料に関する知事の権限に属する事務は、次に掲げる事項を除くほか、課税地を所管する総合事務所長（鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長をいう。以下同じ。）に委任する。

(1)～(11) 略

(12) 法第699条の14第1項から第3項までの規定による自動車取得税に係る納税義務の免除、徴収の猶予又は徴収の猶予をした期間に対応する部分に係る延滞金額の免除に関する事項

(13) 法第699条の15第1項の規定による自動車取得税に係る納付義務の免除に関する事項

(14) 法第700条の6の3第4項の規定による仮特約業者の指定又は指定の取消しの通知に関する事項

(15) 法第700条の6の4第1項後段の規定による特約業者の指定に係る意見の聴取、同条第2項又は第9項の規定による特約業者の指定又は指定の取消しの通知及び報告並びに同条第4項及び第5項ただし書の規定による特約業者の指定の取消しの請求に関する事項

2～5 略

(課税地)

第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、

それぞれ同表の右欄に掲げる課税地を所管する総合事務所において賦課徴収する。

税目	課税地
略	
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の所在地
自動車取得税	鳥取運輸支局の所在地
軽油引取税	事務所又は事業所の所在地（事務所又は事業所が県内にない場合にあつては、県内における軽油の納入地のうち主たるものの所在地、自動車の主たる定置場の所在地又は免税証を交付した機関の所在地）
略	
県が課する固定資産税	賦課期日現在における法第349条の4第1項に規定する大規模の償却資産又は法第349条の5第1項に規定する新設大規模償却資産（以下「大規模償却資産」という。）の所在地
略	

2 略

（納付又は納入先）

第6条 納税者（個人の県民税、地方消費税の貨物割並びに証紙徴収の方法により徴収される自動車取得税、自動車税及び狩猟税に係る者を除く。）又は特別徴収義務者（個人の県民税に係る者を除く。）が徴収金又は納入金を納付又は納入するときは、納付書又は納入書によって、次の各号のいずれかに該当する者に払い込まなければならない。ただし、第2号に掲げる者に対する払込みは、県税に係る徴収金で規則で定めるものを払い込む場合に限るものとする。

（1）及び（2） 略

2 略

それぞれ同表の右欄に掲げる課税地を所管する総合事務所において賦課徴収する。

税目	課税地
略	
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の所在地
略	
略	
県が課する固定資産税	賦課期日現在における法第349条の4第1項に規定する大規模の償却資産又は法第349条の5第1項に規定する新設大規模償却資産（以下「大規模償却資産」という。）の所在地
自動車取得税	鳥取運輸支局の所在地
軽油引取税	事務所又は事業所の所在地（事務所又は事業所が県内にない場合にあつては、県内における軽油の納入地のうち主たるものの所在地、自動車の主たる定置場の所在地又は免税証を交付した機関の所在地）
略	

2 略

（納付又は納入先）

第6条 納税者（個人の県民税、地方消費税の貨物割並びに証紙徴収の方法により徴収される自動車税、自動車取得税及び狩猟税に係る者を除く。）又は特別徴収義務者（個人の県民税に係る者を除く。）が徴収金又は納入金を納付又は納入するときは、納付書又は納入書によって、次の各号のいずれかに該当する者に払い込まなければならない。ただし、第2号に掲げる者に対する払込みは、県税に係る徴収金で規則で定めるものを払い込む場合に限るものとする。

（1）及び（2） 略

2 略

(県税の減免)

第 8 条 知事は、次の表の左欄に掲げる税目について、同表の右欄に掲げる場合に該当し、かつ、必要があると認めるときは、県税を減免することができる。

略	
不動産取得税	略 取得した不動産が当該不動産の取得に係る不動産取得税の納期限までに災害により滅失し、又は損壊した場合
自動車取得税	災害により滅失し、又は損壊した自動車に代わるものと知事が認める自動車を取得した場合
略	
県が課する固定資産税	災害により大規模償却資産の価値が著しく減少した場合

2 知事は、前項の表の右欄並びに第41条の3、第78条の2、第78条の3、第134条の7及び第137条の2に掲げる場合のほか、特別の事情があるため必要があると認める場合には、県税を減免することができる。

3 略

(納期限後に納付又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第 9 条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限（納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。）後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合（次の表の左欄に掲げる税目の同表の中欄に掲げる税額にあっては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は、年7.3パーセントとする。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書若しくは納税通知書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

略	
(3) 法人の事業税	略 イ 法第72条の25 当該税額に係る納

(県税の減免)

第 8 条 知事は、次の表の左欄に掲げる税目について、同表の右欄に掲げる場合に該当し、かつ、必要があると認めるときは、県税を減免することができる。

略	
不動産取得税	略 取得した不動産が当該不動産の取得に係る不動産取得税の納期限までに災害により滅失し、又は損壊した場合
略	
県が課する固定資産税	災害により大規模償却資産の価値が著しく減少した場合
自動車取得税	災害により滅失し、又は損壊した自動車に代わるものと知事が認める自動車を取得した場合

2 知事は、前項の表の右欄並びに第78条の2、第78条の3、第137条の2及び第172条に掲げる場合のほか、特別の事情があるため必要があると認める場合には、県税を減免することができる。

3 略

(納期限後に納付又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第 9 条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限（納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。）後にその税金を納付し、又はその納入金を納入場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合（次の表の左欄に掲げる税目の同表の中欄に掲げる税額にあっては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は、年7.3パーセントとする。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書若しくは納税通知書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

略	
(3) 法人の事業税	略 イ 法第72条の25 当該税額に係る納

	第11項、第72条の26第4項又は第72条の28第2項、第72条の29第2項、第72条の30第2項若しくは第72条の31第2項において準用する法第72条の25第11項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額	期限の翌日から1月を経過する日までの期間		第12項、法第72条の26第4項又は法第72条の28第2項、法第72条の29第2項、法第72条の30第2項若しくは法第72条の31第2項において準用する法第72条の25第12項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額	期限の翌日から1月を経過する日までの期間
	略			略	
略					
(7) ゴルフ場利用税	イ 第131条第1項の申告書に係る税額	当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	(7) ゴルフ場利用税	イ 第131条第1項の申告書に係る税額	当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
(8) 自動車取得税	ア 第134条の21第1項の規定により不足税額を納付する場合の税額	当該不足税額の納期限までの期間又は当該不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間			
	イ 法第125条第2項の規定により徴収猶予した税額	当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間			
	ウ 第134条の14第1項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額（イに掲げる税額を除く。）	当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間			
	エ 第134条の14第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額（イに掲げる税	当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間			

	額を除く。)				
	オ 法第123条第2項の修正申告書に係る税額（イに掲げる税額を除く。）	当該修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間			
(9) 軽油引取税	ア 第134条の43第1項の規定により不足金額を納付する場合の税額	当該不足金額の納期限までの期間又は当該不足金額の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間			
	イ 法第144条の29第1項の規定により徴収猶予した税額	当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間			
	ウ 第134条の32第1項又は第134条の33の申告書に係る税額	当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間			
	エ 法第144条の22第4項（法第144条の25第5項において準用する場合を含む。）の規定により法第144条の2第1項の規定による引取りとみなされた免税軽油の引取りに係る税額	当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間			
(10) 略			(8) 略		
(11) 略			(9) 略		
(12) 県が課する固定資産税	イ 法第745条第2項の規定により不足税額を納付する場合の税額	当該不足税額の納期限までの期間又は当該不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	(10) 県が課する固定資産税	イ 法第745条第2項の規定により不足税額を納付する場合の税額	当該不足税額の納期限までの期間又は当該不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
			(11) 自動車取得税	ア 第185条第1項の規定により不足税額を納付	当該不足税額の納期限までの期間又は当該不足税額の

					<p>する場合の税額</p> <p>納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p>
				イ 法第699条の14第2項の規定により徴収猶予した税額	<p>当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間</p>
				ウ 第178条第1項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額（イに掲げる税額を除く。）	<p>当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p>
				エ 第178条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額（イに掲げる税額を除く。）	<p>当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p>
				オ 法第699条の12第2項の修正申告書に係る税額（イに掲げる税額を除く。）	<p>当該修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p>
	(12)	軽油		ア 第206条第1項の規定により不足金額を納付する場合の税額	<p>当該不足金額の納期限までの期間又は当該不足金額の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p>
				イ 法第700条の21第1項の規定により徴収猶予した税額	<p>当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間</p>
				ウ 第195条第1項又は第196条の申告書に係る税額	<p>当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p>
				エ 法第700条の16第4項（法第700条の19第5項において準用	<p>当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p>

略		

2 ~ 5 略

(鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の適用除外)

第18条の2 第134条の32第2項の承認に係る申請、第134条の34第7項の返納、第134条の35第1項の申請及び第221条第8項の返却については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年鳥取県条例第42号)第3条の規定は、適用しない。

2 第130条第3項、第134条の34第1項及び第5項、第134条の35第4項並びに第221条第4項の交付並びに第134条の34第6項の書換えに係る交付については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第4条の規定は、適用しない。

(住宅借入金等特別控除)

第24条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(以下この条において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第1項の規定による金額を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。)において、前項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第1項の規定による金額を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

	する場合を含む。)の規定により法第700条の3第1項の規定による引取りとみなされた免税軽油の引取りに係る税額	
略		

2 ~ 5 略

(鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の適用除外)

第18条の2 第195条第2項の承認に係る申請、第197条第7項の返納、第198条第1項の申請及び第221条第8項の返却については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年鳥取県条例第42号)第3条の規定は、適用しない。

2 第130条第3項、第197条第1項及び第5項、第198条第4項並びに第221条第4項の交付並びに第197条第6項の書換えに係る交付については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第4条の規定は、適用しない。

(住宅借入金等特別控除)

第24条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第1項の規定による金額を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(徴収取扱費の報告に関する特例)

第39条の2 平成21年度において、市町村長が法第47条第1項の徴収取扱費を算定し、知事に報告する場合における同項第1号の金額については、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額を報告するものとする。この場合において、次の表の(1)に掲げる報告は、平成21年4月10日までにを行うものとする。

(1) <u>平成21年度の徴収取扱費の報告</u>	平成21年度における納税義務者の見込数に300円を乗じて得られる金額
(2) <u>平成21年度の前期に係る報告</u>	平成21年度における納税義務者数に3,000円を乗じて得られる金額の100分の60に相当する金額
(3) <u>平成21年度の後期に係る報告</u>	平成21年度における法第47条第1項第1号の金額から(1)及び(2)に係る金額の合算額を控除した金額

(法人の均等割の税率)

第41条 略

(法人の県民税均等割の課税免除)

第41条の2 知事は、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体のうち、収益事業を行わないものに対しては、法人の県民税の均等割を課さない。

2 前項の規定は、認可地縁団体が知事に対し、規則で定めるところにより、当該認可地縁団体が地方自治法第260条の2第1項に規定する市町村長の認可を受けたものであること及び収益事業を行わないものであることを証する書類を提出しない場合には、適用しない。

3 第1項の規定によって均等割を課さないこととされた者は、その事由が消滅した場合は、直ちにその旨を知事に申告しなければならない。

(法人の県民税均等割の減免)

第41条の3 知事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条に規定する公益社団法人又は公益財団法人その他

(徴収取扱費の報告に関する特例)

第39条の2 平成19年度及び平成20年度において、市町村長が法第47条第1項の徴収取扱費を算定し、知事に報告する場合における同項第1号の金額については、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額を報告するものとする。

(1) <u>当該年度のそれぞれ前年度の後期に係る報告</u>	当該年度における納税義務者の見込数に1,000円を乗じて得られる金額
(2) <u>当該年度の前期に係る報告</u>	当該年度における納税義務者数に3,000円を乗じて得られる金額の100分の60に相当する金額
(3) <u>当該年度の後期に係る報告</u>	当該年度における法第47条第1項第1号の金額から(1)及び(2)に係る金額の合算額を控除した金額

(法人の均等割の税率)

第41条 略

の法人で規則で定めるもののうち、収益事業を行わないものに対しては、法人の県民税の均等割を減免することができる。

2 前項の規定により減免する額は、当該法人に課される県民税の均等割額（第53条の20の規定の適用を受ける法人にあっては、同条の規定による加算後の額）の全額（事務所等を有していた月数のすべての期間において、減免の要件を満たしていない者にあつては、当該要件を満たしていた月数（暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときはこれを切り捨てる。）に相当する均等割額）とする。

3 第1項の規定により法人の県民税の均等割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合は、直ちにその旨を知事に申告しなければならない。

（配当割の税率の特例）

第53条の4 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に支払を受けるべき特定配当等（租税特別措置法第4条の2第9項又は第4条の3第10項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る配当割の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

（株式等譲渡所得割の税率の特例）

第53条の12 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に行われた特定口座内保管上場株式等の譲渡又は上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた特定株式等譲渡所得金額に係る株式等譲渡所得割の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

（宅地等の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）

第78条 宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格によって決定されるものをいう。）を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、前条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から平成24年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

（配当割の税率の特例）

第53条の4 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受けるべき特定配当等（租税特別措置法第4条の2第9項又は第4条の3第10項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る配当割の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

（株式等譲渡所得割の税率の特例）

第53条の12 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に行われた特定口座内保管上場株式等の譲渡又は上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた特定株式等譲渡所得金額に係る株式等譲渡所得割の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

（宅地等の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）

第78条 宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格によって決定されるものをいう。）を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、前条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から平成21年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

(不動産取得税の税率の特例)

第80条 平成18年4月1日から平成24年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

(農業生産法人の土地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除に関する申告)

第103条 法第73条の27の9第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、土地の取得の日から5年以内に当該土地を農業の用に供したことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)~(3) 略

(4) 農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項第1号に規定する農業(次条において「農業」という。)の用に供した年月日

(事業再構築計画等の認定を受けた事業者の事業の譲渡に係る不動産の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)

第111条 法附則第11条の4第5項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、同項の表の上欄に掲げる計画(以下この条及び次条において「認定計画」という。)に従って行われた同項に規定する事業の譲渡又は資産の譲渡に係る不動産の取得であることを証明する書類及び当該不動産の取得の日から引き続き3年以上当該不動産を認定計画に係る事業の用に供したことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)~(4) 略

(ゴルフ場利用税に係る不足金額等の納付手続)

第134条 略

第6節の2 自動車取得税

(自動車取得税の納税義務者等)

第134条の2 自動車取得税は、自動車の取得に対し、その自動車の取得者に課する。

2 前項の自動車とは、道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車(自動車に付加して一体となっている物として法第113条第2項の施行令で定めるも

(不動産取得税の税率の特例)

第80条 平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

(農業生産法人の土地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除に関する申告)

第103条 法第73条の27の9第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、土地の取得の日から5年以内に当該土地を農業の用に供したことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)~(3) 略

(4) 農地法(昭和27年法律第229号)第2条第7項第1号に規定する農業(次条において「農業」という。)の用に供した年月日

(事業再構築計画等の認定を受けた事業者の事業の譲渡に係る不動産の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)

第111条 法附則第11条の4第5項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、同項の表の上欄に掲げる計画(以下この条及び次条において「認定計画」という。)に従って行われた事業の譲渡に係る不動産の取得であることを証明する書類及び当該不動産の取得の日から引き続き3年以上当該不動産を認定計画に係る事業の用に供したことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)~(4) 略

(ゴルフ場利用税に係る不足金額等の納付手続)

第134条 略

のを含む。)をいい、道路運送車両法第3条の大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに同条の小型自動車及び軽自動車のうち2輪のもの(側車付二輪自動車を含む。)を除くものとし、前項の自動車の取得には、自動車製造業者の製造による自動車の取得、自動車販売業者の販売のための自動車の取得その他法第113条第2項の施行令で定める自動車の取得を含まないものとする。

(自動車取得税のみならず課税)

第134条の3 前条第1項の自動車(以下この節において「自動車」という。)の売買契約において、売主が当該自動車の所有権を留保している場合においても、当該売買契約の締結を同項の自動車の取得(以下この節において「自動車の取得」という。)と、買主を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける自動車について買主の変更があったときは、当該買主の変更に係る契約の締結を自動車の取得と、新たに買主となる者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

第134条の4 自動車製造業者、自動車販売業者又は法第113条第2項の施行令で定める自動車の取得をした者(以下この条において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。以下この条及び次条において同じ。)以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が運行の用に供した場合(当該販売業者等から当該自動車の貸与を受けた者がこれを運行の用に供した場合を含む。)においては、当該運行の用に供することを自動車の取得と、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

2 前項の場合において、当該販売業者等が、当該自動車について、道路運送車両法第7条の規定による登録を受けたとき(当該登録前に前条第1項の規定の適用がある自動車の売買がされたときを除く。)、同法第60条の規定による自動車検査証の交付を受けたとき(同法第59条第1項に規定する検査対象軽自動車に係る場合に限る。)又は同法第97条の3の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録、自動車検査証の交付又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

第134条の5 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を法の施行地外から最初に県内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供することを自動車の取得と、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

(自動車取得税の課税免除)

第134条の6 次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。ただし、第3号から第5号までに規定する自動車の取得にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

- (1) 日本赤十字社が、救急業務、採血業務又はへき地巡回診療のために専用する自動車
- (2) 公的医療機関で地方公共団体及び日本赤十字社以外の者が開設する病院又は診療所が救急業務又はへき地巡回診療のために専用する自動車
- (3) 社団法人全国保健センター連合会(昭和39年2月3日に社団法人全国母子健康センター連合会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)が取得し、母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第2項に規定する母子健康センターが専ら母性並びに乳児及び幼児の保健指導の用に供する自動車
- (4) 財団法人鳥取県交通安全協会(昭和43年12月23日に財団法人鳥取県交通安全協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)が専ら交通安全の指導及び普及宣伝の用に供する自動車
- (5) 特定非営利活動法人が専ら特定非営利活動に係る事業の用に供する自動車(当該特定非営利活動法人がその設立の日から6月以内に無償で譲り受け、かつ、当該期間内に道路運送車両法第7条又は第13条の規定による登録がされたものに限る。)

(自動車取得税の減免)

第134条の7 知事は、第8条第1項の表の自動車取得税の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、自動車取得税を減免することができる。ただし、第1号の場合において、既に同号に該当することにより自動車取得税の減免を受けた者に対しては、当該減免の対象となった自動車取得税に係る自動車の取得の日から2年(当該自動車の取得が新車

新規登録に係るものである場合にあっては、3年）
以内に行った当該身体障害者等のための新たな自動
車の取得に係る自動車取得税は、災害、盗難等によ
り故障、損壊又は滅失した自動車に代わる自動車の
取得に係る場合を除き、減免しないものとする。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者若しくは精
神に障害を有し歩行が困難な者（以下この条及び
次条において「身体障害者等」という。）又は身
体障害者等と生計を一にする者が、次のいずれか
の自動車を取得した場合

ア 当該身体障害者等が運転する自動車（当該身
体障害者等が取得したものに限る。）

イ 当該身体障害者等の通院、通所、通学又は生
業のためにその者と生計を一にする者が運転す
る自動車

ウ 当該身体障害者等（身体障害者等のみ又は身
体障害者等及び18歳未満の者のみで構成される
世帯の身体障害者等に限る。）の通院、通所、
通学又は生業のためにその者を常時介護する者
が運転する自動車

(2) 構造上身体障害者等の利用に供するためのも
のと認められる自動車を取得した場合

(3) 専ら身体障害者等が運転するための構造の変
更がなされた自動車で営業用のものを取得した場
合

(自動車取得税の減免額)

第134条の8 前条の規定により減免する額は、次の
各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とす
る。

(1) 前条第1号アに該当するもの 当該自動車の
取得に係る自動車取得税の全額又は250万円に当
該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た
額のいずれか低い額

(2) 前条第1号イ又はウに該当するもの 次に掲
げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 身体障害者等の通院、通所若しくは通学のた
めに運転する回数が1週間に3回以上である場
合又は身体障害者等の生業のために運転する場
合 前号に定める額

イ 身体障害者等の通院、通所又は通学のた
めに運転する回数が1週間に1回又は2回である場
合 当該自動車の取得に係る自動車取得税の全
額又は150万円に当該自動車に係る自動車取得
税の税率を乗じて得た額のいずれか低い額

(3) 前条第2号又は第3号に該当するもの 当該自動車の取得価額のうち構造の変更に要した金額に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額

(自動車取得税の課税標準)

第134条の9 自動車取得税の課税標準は、自動車の取得価額とする。

2 次に掲げる自動車の取得については、その取得の時における当該自動車の通常の取引価額として法第118条第2項の総務省令で定めるところにより算定した金額を前項の取得価額とみなす。

(1) 無償でされた自動車の取得又は自動車を譲渡した者が親族その他当該自動車を取得した者と特殊の関係のある者で法第118条第2項第1号の施行令で定めるものである場合その他特別の事情がある場合における自動車の取得で同号の施行令で定めるもの

(2) 代物弁済に係る給付として又は交換若しくは民法(明治29年法律第89号)第553条の負担付贈与(被相続人から相続人以外の者に対してされた同法第1002条第1項の負担付遺贈を含む。)に係る財産の移転としてされた場合における自動車の取得

(3) 第134条の4第1項又は第134条の5の規定により自動車の取得があったものとみなされる場合における当該自動車の取得

(自動車取得税の税率)

第134条の10 自動車取得税の税率は、100分の3とする。

(自動車取得税の税率の特例)

第134条の11 自家用の自動車で軽自動車(道路運送車両法第3条の軽自動車をいう。)以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、前条の規定にかかわらず、100分の5とする。

(自動車取得税の免税点)

第134条の12 次の各号に掲げる自動車の取得のうち、取得価額が当該各号に定める額以下であるものに対しては、自動車取得税を課さない。

(1) 次号の自動車の取得以外の自動車の取得 15万円

(2) 平成30年3月31日までに行われた自動車の取得 50万円

(自動車取得税の徴収方法)

第134条の13 自動車取得税の徴収については、申告納付の方法による。

(自動車取得税の申告納付)

第134条の14 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第122条第1項の総務省令で定める様式によって、自動車取得税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を県に納付しなければならない。

(1) 道路運送車両法第7条の規定による登録、同法第59条の規定による検査(検査対象軽自動車に係るものに限る。)又は同法第97条の3の規定による届出がされる自動車に係る自動車の取得 当該登録、検査又は届出の時

(2) 道路運送車両法第13条の規定による登録を受けべき自動車の取得 当該登録を受けべき事由があった日から15日を経過する日(その日前に当該登録を受けたときは、当該登録の時)

(3) 前2号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けべき自動車の取得又は法第122条第1項第3号の総務省令で定める自動車の取得 当該記入を受けべき事由があった日から15日を経過する日(その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時)又は同号の総務省令で定める日

(4) 前3号の自動車の取得以外の自動車の取得 当該自動車の取得の日から15日を経過する日

2 自動車の取得をした者は、前項の規定の適用がある場合を除き、法第122条第2項の総務省令で定める様式によって、当該自動車の取得の事実に関し必要な事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

(自動車取得税の期限後申告及び修正申告納付)

第134条の15 前条第1項の規定によって申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第129条第4項の規定による決定の通知があるまでは、前条第1項の規定によって申告納付する

ことができる。

2 前条第1項若しくは前項若しくはこの項の規定によって申告書若しくは修正申告書を提出した者又は法第129条の規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は税額について不足額がある場合には、遅滞なく、法第123条第2項の総務省令で定める事項を記載した修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した税額を県に納付しなければならない。

(自動車取得税の納付の方法)

第134条の16 自動車取得税の納税義務者は、第134条の14第1項又は前条の規定によって自動車取得税を納付する場合(法第131条の規定により当該自動車取得税額に係る延滞金額を納付する場合を含む。)には、これらの規定による申告書又は修正申告書に鳥取県収入証紙をはってしなければならない。この場合には、証紙の額面金額に相当する金額の証紙代金収納計器による表示を受けること、又は証紙の額面金額に相当する現金を納付した後規則で定める納税済印を受けることによって鳥取県収入証紙のはり付けに代えることができる。

(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除に関する申告)

第134条の17 法第125条第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、譲渡担保財産の設定に関する契約書の写しを添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 譲渡担保設定者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 自動車の登録番号又は車両番号
- (3) 譲渡担保財産の設定をした年月日
- (4) 譲渡担保権者から譲渡担保設定者に当該担保財産に係る自動車を移転した年月日

(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の徴収猶予に関する申告等)

第134条の18 法第125条第2項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、譲渡担保財産の設定に関する契約書の写しを添付して、第134条の14第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1) 譲渡担保設定者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(2) 自動車の登録番号又は車両番号

(3) 譲渡担保財産の設定をした年月日

(4) 譲渡担保財産により担保された債権の弁済期限

2 法第125条第6項の規定による自動車取得税の還付を受けようとする者は、当該自動車取得税の年度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

3 法第125条第2項の規定によって徴収の猶予を受けた者が同条第1項の規定の適用がないことが明らかとなった場合には、その徴収猶予を取り消し、徴収猶予した徴収金を直ちに徴収する。

(自動車^の返還があった場合の自動車取得税の還付又は納付義務の免除の申請)

第134条の19 法第126条第1項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した還付申請書又は免除申請書に当該自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由により当該自動車を自動車販売業者に返還したことを証する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 還付又は免除を受けようとする自動車取得税の年度及び税額

(2) 返還した自動車の種類、用途、車名、型式及び車台番号

(3) 返還した自動車の登録番号又は車両番号

(4) 自動車を返還した年月日

(5) 自動車の返還を受けた自動車販売業者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(6) その他知事が必要であると認める事項

(自動車取得税に係る更正、決定等に関する通知)

第134条の20 法第129条第4項の規定による更正又は決定の通知、法第132条第5項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第133条第4項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(自動車取得税に係る不足税額等の納付手続)

第134条の21 前条の通知書を受理した申告納付すべき納税者は、不足税額(法第130条第1項に規定する不足税額をいう。)、過少申告加算金額(法第132条第1項に規定する過少申告加算金額をい

う。)、不申告加算金額(同条第2項に規定する不申告加算金額をいう。)又は重加算金額(法第133条第1項及び第2項に規定する重加算金額をいう。)があるときは、それぞれ納付書によってこれらを納付しなければならない。

2 前項の不足税額、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額に係る納期限は、前条の通知をした日から1月を経過した日とする。

第6節の3 軽油引取税

(用語)

第134条の22 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 軽油 法第144条第1項第1号に規定する軽油をいう。

(2) 元売業者 法第144条第1項第2号に規定する元売業者をいう。

(3) 特約業者 法第144条第1項第3号に規定する特約業者をいう。

(4) 炭化水素油 法第144条の2第3項に規定する炭化水素油をいう。

(5) 揮発油 法第144条の2第3項に規定する揮発油をいう。

(6) 燃料炭化水素油 法第144条の2第3項に規定する燃料炭化水素油をいう。

(7) 石油製品販売業者 法第144条の2第4項に規定する石油製品販売業者をいう。

(8) 自動車の保有者 法第144条の2第5項に規定する自動車の保有者をいう。

2 当分の間、前項第5号に規定する揮発油には、租税特別措置法第88条の6の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を含むものとする。

(軽油引取税の納税義務者等)

第134条の23 軽油引取税は、次の表の左欄に掲げるものを課税標準として、それぞれ同表の右欄に定める者に対して課する。

(1) 特約業者又は元売業者からの軽油の引取り(特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。(2)において同じ。)で当該引取りに係る軽油の現実	引取りを行う者
---	---------

<p>の納入を伴うものに係る軽油の数量</p>	
<p>(2) 特約業者又は元売業者からの軽油の引取りを行う者が当該引取りに係る軽油の現実の納入を受けず、かつ、当該軽油につき現実の納入を伴う引取りを行う者がある場合における当該引取りに係る軽油の数量</p>	<p>現実の納入を伴う引取りを行う者</p>
<p>(3) 特約業者又は元売業者が燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合におけるその販売量（法第144条の32第1項第3号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税若しくは揮発油税が課され、又は課されるべき軽油若しくは揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）</p>	<p>特約業者又は元売業者</p>
<p>(4) 石油製品販売業者が軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合におけるその販売量（法第144条の32第1項第1号若しくは第2号の規定により製造の承認を受けた当該販売に係る軽油又は同項第3号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税若しくは揮発油税が課され、又は課されるべき軽油若しくは揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）</p>	<p>石油製品販売業者</p>
<p>(5) 自動車の保有者が炭化水素</p>	<p>自動車の保有</p>

<p>油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）におけるその消費量（当該消費に係る炭化水素油（燃料炭化水素油にあつては、法第144条の32第1項第4号の規定により消費の承認を受け、又は同条第6項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けたものをいう。）に既に軽油引取税若しくは揮発油税が課され、又は課されるべき軽油若しくは燃料炭化水素油若しくは揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）</p>	<p>者</p>
<p>(6) 軽油引取税の特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有している場合（特別徴収義務者が引渡しを行った軽油につき現実の納入が行われていない場合を含む。）におけるその所有に係る軽油（引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。以下この項及び第134条の33第4号において同じ。）の数量（当該所有に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該所有に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除して得た数量）で法第144条の2第6項の施行令で定めるところによって算定したもの</p>	<p>特別徴収義務者であった者</p>
<p>(7) 特約業者が軽油を自ら消費する場合におけるその消費量</p>	<p>消費をする者</p>
<p>(8) 元売業者が軽油を自ら消費する場合におけるその消費量</p>	<p>消費をする者</p>
<p>(9) 法第144条の6又は法附則</p>	<p>譲渡をする者</p>

<p>第12条の2の4第1項に規定する軽油の引取りを行った者が他の者に当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における当該譲渡に係る数量</p>	
<p>(10) 法第144条の6又は法附則第12条の2の4第1項に規定する軽油の引取りを行った者がこれらの規定に規定する用途以外の用途に供するため当該引取りに係る軽油を自ら消費する場合におけるその消費量</p>	<p>消費をする者</p>
<p>(11) 特約業者及び元売業者以外の者が軽油を製造して当該製造に係る軽油を自ら消費し又は他の者に譲渡する場合における当該消費又は譲渡に係る数量</p>	<p>消費又は譲渡をする者</p>
<p>(12) 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の輸入をする場合における当該輸入に係る数量</p>	<p>輸入をする者 (関税法(昭和29年法律第61号)第67条の輸入の許可を受ける場合には、当該許可を受ける者)</p>

2 特約業者又は元売業者が軽油を使用して軽油以外の炭化水素油(自動車の内燃機関の用に供することができる)と認められる炭化水素油で法第144条の3第2項の施行令で定めるものを除く。)を製造する場合における当該軽油の使用は、前項の表(7)又は(8)に掲げる軽油の消費に含まれないものとする。

3 第1項の表(9)に掲げる軽油の譲渡をしようとする者は、法第144条の3第3項の施行令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出て、その承認を受けなければならない。

(軽油引取税の補完的納税義務)

第134条の24 法第144条の32第1項第1号又は第2号の規定に違反して知事の承認を受けずに製造された軽油について、前条第1項の表(4)又は(11)の規定により軽油引取税を納付する義務を負う者(以下この条において「納税義務者」という。)が特定できないとき、又はその所在が明らかでないときは、

当該軽油の製造を行った者又は当該軽油の製造の用に供した施設若しくは設備を所有する者で法第144条の4第1項の施行令で定めるものは、当該納税義務者と連帯して当該軽油引取税に係る徴収金を納付する義務を負う。

(軽油引取税の税率)

第134条の25 軽油引取税の税率は、1キロリットルにつき、1万5,000円とする。

(軽油引取税の税率の特例)

第134条の26 平成30年3月31日までに第134条の23第1項の表(1)若しくは(2)に規定する軽油の引取り、同表(3)の燃料炭化水素油の販売、同表(4)の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同表(5)の炭化水素油の消費若しくは同表(7)から(12)までの軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が同表(6)の規定に該当するに至った場合における軽油引取税の税率は、前条の規定にかかわらず、1キロリットルにつき、3万2,100円とする。

(軽油引取税の徴収方法)

第134条の27 軽油引取税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第134条の23第1項の表(3)から(12)までの規定によって軽油引取税を課する場合及び特別の必要があつて知事が指定する場合には、申告納付の方法による。

2 前項の規定にかかわらず、法第144条の22第4項(法第144条の25第5項において準用する場合を含む。)の規定によって軽油引取税を課する場合における徴収については、普通徴収の方法による。

(軽油引取税の特別徴収義務者)

第134条の28 軽油引取税の特別徴収義務者は、元売業者又は特約業者とする。

2 前項の特別徴収義務者が元売業者又は特約業者の指定を取り消された場合には、その取消しの日に特別徴収義務者でなくなるものとする。

3 第1項の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者からの軽油の引取りで現実の納入を伴うものに対して課する軽油引取税を徴収しなければならない。

(特約業者の指定等)

第134条の29 知事は、元売業者との間に締結された

販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者（法第144条の8第1項の施行令で定める要件に該当する者を除く。）で、県内に主たる事務所又は事業所を有するものを、その者の申請に基づき、仮特約業者として指定する。

2 前項の規定による仮特約業者の指定の有効期間は、指定を受けた日から起算して1年とする。ただし、仮特約業者が次条第1項の規定による特約業者の指定を受けたときは、当該仮特約業者の指定は、その効力を失う。

3 知事は、仮特約業者が法第144条の8第1項の施行令で定める要件又は同条第3項の施行令で定める場合に該当するときは、仮特約業者の指定を取り消すことができる。

4 前3項に定めるもののほか、仮特約業者の指定又は指定の取消しに関し必要な事項は、規則で定める。

第134条の30 知事は、県内に主たる事務所又は事業所を有する仮特約業者のうち、法第144条の9第1項の施行令で定める要件に該当するものを、当該仮特約業者の申請に基づき、特約業者として指定するものとする。

2 知事は、特約業者が法第144条の9第1項の施行令で定める要件に該当しなくなったとき、又は同条第3項の施行令で定める要件に該当するときは、特約業者の指定を取り消すことができる。

3 前2項に定めるもののほか、特約業者の指定又は指定の取消しに関し必要な事項は、規則で定める。

（軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等）

第134条の31 軽油引取税の特別徴収義務者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。ただし、既に特別徴収義務者としての登録がなされている場合には、この限りでない。

（1） 県内において事務所又は事業所の事業を開始しようとする場合 当該開始の日の5日前の日

（2） 県内において事務所又は事業所の事業を開始した後に法第144条の7第1項の規定による元売業者としての指定又は法第144条の9第1項の規定による特約業者としての指定を受けた場合 当該指定の日の5日後の日

(3) 県内において引渡しに係る軽油の現実の納入が行われることとなった場合 当該納入の日の属する月の翌月の末日

2 前項の登録を申請する場合において提出すべき申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

(1) 前項第1号の場合 次に掲げる事項

ア 特別徴収義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称

イ 事務所又は事業所の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

ウ 軽油の貯蔵設備がある場合には、その概要

エ 事務所又は事業所の事業の開始予定年月日

オ その他知事が必要であると認める事項

(2) 前項第2号の場合 次に掲げる事項

ア 特別徴収義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称

イ 事務所又は事業所の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

ウ 軽油の貯蔵設備がある場合には、その概要

エ 元売業者又は特約業者として指定された日

オ その他知事が必要であると認める事項

(3) 前項第3号の場合 次に掲げる事項

ア 特別徴収義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称

イ 軽油の納入地

ウ 当該納入を受ける者の住所又は所在地及び氏名又は名称

エ その他知事が必要であると認める事項

3 知事は第1項の登録の申請を受理した場合には、当該特別徴収義務者を登録し、及びその旨を当該特別徴収義務者に対して通知するとともに、当該特別徴収義務者のうち県内に事務所又は事業所を有するものに対し、その者の県内に所在する事務所又は事業所ごとに、法第144条の16第1項の総務省令で定める証票を交付するものとする。

4 登録特別徴収義務者(前項の規定により登録を受けた特別徴収義務者をいう。以下この節において同じ。)は、登録をした事項に変更を生じた場合には、その変更に係る事項について、遅滞なく、登録の変更の申請をしなければならない。

5 知事は、登録特別徴収義務者から登録の取消しの申請があったとき、又は当該登録特別徴収義務者が特別徴収義務者でなくなったときには、遅滞なく、

当該登録特別徴収義務者の登録を取り消すものとする。

6 知事は、登録特別徴収義務者が次の各号のいずれにも該当することとなったときは、当該登録特別徴収義務者の登録を取り消すことができる。

(1) 当該登録特別徴収義務者の事務所又は事業所が県内に所在しなくなったこと。

(2) 県内において1年以上当該登録特別徴収義務者からの軽油の納入が行われていないこと。

7 知事は、登録特別徴収義務者の登録を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該取消しに係る者に対して通知するものとする。

8 前各項に定めるもののほか、特別徴収義務者の登録又は登録の取消しに関し必要な事項は、規則で定める。

(軽油引取税の申告納入)

第134条の32 軽油引取税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量(以下この節において「課税標準量」という。)及び税額並びに法第144条の5若しくは法第144条の6又は法附則第12条の2の4第1項の規定によって軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量その他必要な事項を記載した法第144条の14第2項の総務省令で定める様式による納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。

2 前項の場合において、法第144条の5若しくは法第144条の6又は法附則第12条の2の4第1項の規定によって軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量については、法第144条の14第4項の総務省令で定めるところにより、法第144条の21第1項(法附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する免税証(以下単に「免税証」という。)その他当該数量を証する書類を添付して、知事の承認を受けなければならない。

3 登録特別徴収義務者は、第1項の期間について納入すべき軽油引取税額がない場合においても、前2項の規定に準じて納入申告書を知事に提出しなければならない。

(軽油引取税の申告納付)

第134条の33 第134条の27第1項ただし書の規定によ

って軽油引取税を申告納付すべき納税者は、次に定めるところによって申告した税額を、それぞれ納付書によって納付しなければならない。

(1) 第134条の23第1項の表(3)に該当する特約業者又は元売業者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該販売に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した法第144条の18第2項の総務省令で定める様式による納付申告書を知事に提出すること。

(2) 第134条の23第1項の表(4)に該当する石油製品販売業者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該販売に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した法第144条の18第2項の総務省令で定める様式による納付申告書を知事に提出すること。

(3) 第134条の23第1項の表(5)に該当する自動車の保有者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該消費に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した法第144条の18第2項の総務省令で定める様式による納付申告書を知事に提出すること。

(4) 第134条の23第1項の表(6)に該当する者にあつては、その者に係る特別徴収の義務が消滅した日の属する月の翌月の末日までに、その所有に係る軽油に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した法第144条の18第2項の総務省令で定める様式による納付申告書を知事に提出すること。

(5) 第134条の23第1項の表(7)、(8)又は(11)に該当する者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した法第144条の18第2項の総務省令で定める様式による納付申告書を知事に提出すること。

(6) 第134条の23第1項の表(9)又は(10)に該当する者にあつては、当該消費又は譲渡をした日から30日以内に当該消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した法第144条の18第2項の総務省令で定める様式による納付申告書を知事に提出すること。

(7) 第134条の23第1項の表(12)に該当する者にあつては、当該軽油の輸入の時までに、当該輸入

に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した法第144条の18第2項の総務省令で定める様式による納付申告書を知事に提出すること。

(軽油引取税に係る免税の手続)

第134条の34 法第144条の6に規定する用途又は法附則第12条の2の4第1項各号に掲げる用途(以下「免税用途」という。)に供するため、法第144条の6又は法附則第12条の2の4第1項の規定によってその引取りについて軽油引取税を課さないこととされる軽油(以下「免税軽油」という。)の引取りを行おうとする法第144条の6に規定する者又は法附則第12条の2の4第1項各号に掲げる者(以下「免税軽油使用者」という。)は、あらかじめ、知事に法第144条の21第2項の申請書を提出して同項に規定する免税軽油使用者証(以下「免税軽油使用者証」という。)の交付を受けておかなければならない。

2 前項の規定により免税軽油使用者証の交付を受けようとする者は、手数料を納付しなければならない。

3 前項の規定により納付すべき手数料の額は、1件につき400円とする。

4 第2項の手数料は、鳥取県収入証紙により納付しなければならない。

5 知事は、第1項の申請書の提出があった場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の用途が免税用途のいずれにも該当しないときその他法第144条の21第3項の施行令で定めるときを除き、免税軽油使用者証を交付する。

6 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、当該免税軽油使用者証の記載事項に変更を生じた場合には、遅滞なく、知事に申請して当該免税軽油使用者証の書換えを受けなければならない。

7 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、免税軽油の引取りを必要としなくなった場合には、遅滞なく、当該免税軽油使用者証を知事に返納しなければならない。

8 免税軽油使用者証の交付を受けた者(次条第3項の規定により2人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、そのいずれかの者)が地方税に関する法令の規定に違反したときその他軽油引取税の取締り又は保全上特に必

要があると認めるときは、知事は、当該免税軽油使用者証の返納を命ずることができる。

第134条の35 免税軽油使用者が免税証の交付を受けようとする場合においては、その都度、前条の規定によりあらかじめ交付を受けている免税軽油使用者証を提示して法第144条の21第1項（法附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による申請書を知事に提出しなければならない。この場合において、法第144条の21第1項ただし書の規定の適用を受けようとするときは、施行令第43条の18の届出書の写しを知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書に記載する免税軽油の数量は、18リットルを下らないようにしなければならない。

3 第1項の規定による申請は、2人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量を取りまとめ、その代表者からすることができる。この場合において、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証又は法第144条の21第2項後段の規定により交付を受けた免税軽油使用者証を提示するとともに、第1項の申請書に免税軽油使用者ごとに記名押印した施行令第43条の16第3項の明細書を添付しなければならない。

4 知事は、第1項の申請書の提出があった場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする軽油の数量がその用途及び使用期間に照らし適当でないと認めるときその他法第144条の21第6項の施行令で定めるときを除き、当該免税軽油使用者に対し、当該軽油の数量に相当する軽油の数量の引取りを行うため必要とする免税証を交付する。

5 免税軽油使用者は、前項の免税証に記載された販売業者から免税軽油の引取りを行うものとする。ただし、船舶の使用者等が当該販売業者の事務所又は事業所以外の地において軽油の引取りを行う必要が生じたことその他やむを得ない理由がある場合においては、他の販売業者から免税軽油の引取りを行うことができる。

6 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証に記名押印しなければならない。

7 免税証の有効期間は、免税証を交付した日から1年を超えない範囲内において知事が定めて免税証に記載した期間とする。

8 前条第7項及び第8項の規定は、免税証について準用する。

(免税軽油以外の軽油の引取りを行った後において当該引取りに係る軽油を免税用途に供した場合における措置)

第134条の36 免税軽油使用者は、免税証に記載された数量を超える数量の軽油を免税用途に使用した場合において、法第144条の31第4項(法附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)又は第5項(法附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による知事の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書にその事実を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 知事が交付した免税証に係る軽油の数量
- (3) 免税軽油以外の軽油を免税用途に供する必要性が生じた理由
- (4) 免税軽油以外の軽油を免税用途に供した年月日及びその数量
- (5) 免税軽油以外の軽油の引渡しを行った軽油の販売業者の事務所又は事業所の所在地及び氏名又は名称
- (6) 免税証の交付を申請することができなかった理由
- (7) その他知事が必要であると認める事項

2 知事は、法第144条の31第4項又は第5項の規定による承認をしたときは、規則で定める承認書を前項の申請書を提出した免税軽油使用者に交付するものとする。

3 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第144条の31第4項又は第5項の規定によって、軽油引取税額の納入の免除又は軽油引取税額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合には、規則で定める申請書に免税証を交付した都道府県知事の承認書を添付して知事に提出しなければならない。

(免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限)

第134条の37 引取りを行う免税軽油の数量が少量であることその他規則で定める特別な事情があると認められる者が法第144条の27第1項の報告書を提出する期限は、規則で定める。

(軽油引取税の徴収猶予の申請)

第134条の38 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第144条の29第1項の規定によって徴収猶予を申請する場合には、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、これを知事に提出するとともに申請に係る金額に相当する担保を提供しなければならない。

- (1) 住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 申請に係る事務所又は事業所の名称及び所在地並びにその代表者の氏名
- (3) 軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を第134条の32の納期限までに受け取ることができなかった理由並びにその受け取ることができなかった金額
- (4) 提供する担保
- (5) 徴収猶予を受けようとする税額及び期間
- (6) その他知事が必要であると認める事項

(軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請)

第134条の39 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第144条の30第1項の規定によって軽油引取税の還付又は納入義務の免除を申請する場合には、知事が別に定める申請書を知事に提出しなければならない。

(軽油を返還した場合における措置)

第134条の40 軽油引取税の特別徴収義務者から軽油引取税が課される軽油の引取りが行われた後販売契約の解除により、その引取りに係る軽油の全部又は一部が当該特別徴収義務者に返還された場合において、その引取りに係る軽油の軽油引取税額がまだ納入されていないときは、当該特別徴収義務者は、当該軽油が返還された日から1月以内に次に掲げる事項を記載した書面を知事に提出しなければならない。

- (1) 住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 申請に係る事務所又は事業所の名称及び所在地並びにその代表者の氏名
- (3) 当該販売契約による軽油の引取りが行われた年月日及び引取りに係る軽油の数量
- (4) 販売契約の解除の理由及び解除のあった年月日
- (5) 返還に係る軽油の数量及び返還のあった年月日
- (6) その他知事が必要であると認める事項

2 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第144条の31第1項の規定によって、軽油引取税額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合には、規則で定める還付申請書を知事に提出しなければならない。

3 前2項の場合においては、当該特別徴収義務者は、その返還があったこと及びその数量を証明する書類を添付しなければならない。

(製造等の承認の申請等)

第134条の41 法第144条の32第1項の承認を受けようとする元売業者(同項第1号及び第2号に掲げる場合にあつては、法第144条の7第1項第1号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く。)、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等(軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをいう。)又は自動車の保有者は、法第144条の32第1項の総務省令で定める事項について記載した申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があつた場合には、軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときを除き、法第144条の32第1項の承認を与えるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、製造等の承認に関し必要な事項は、規則で定める。

(軽油引取税に係る更正、決定等に関する通知)

第134条の42 法第144条の44第4項の規定による更正又は決定の通知、法第144条の47第5項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第144条の48第4項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(軽油引取税に係る不足金額等の納付手続)

第134条の43 前条の通知書を受理した特別徴収義務者又は申告納付すべき納税者は、不足金額(法第144条の45第1項に規定する不足金額をいう。)、過少申告加算金額(法第144条の47第1項に規定する過少申告加算金額をいう。)、不申告加算金額(同条第2項に規定する不申告加算金額をいう。)又は重加算金額(法第144条の48第1項及び第2項に規定する重加算金額をいう。)があるときは、それぞれ納入書又は納付書によってこれらを納入し、

又は納付しなければならない。

2 前項の不足金額、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額に係る納期限は、前条の通知をした日から15日を経過した日とする。

第7節 自動車税

(用語)

第134条の44 略

(自動車税の課税免除)

第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税(第4号から第9号まで及び第12号に規定する自動車にあっては、平成20年度から平成22年度までのうち該当する年度分の自動車税に限る。)を課さない。ただし、第4号から第12号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)~(9) 略

(10) 社団法人全国保健センター連合会が所有し、母子保健法第22条第2項に規定する母子健康センターが使用する自動車専ら母性並びに乳児及び幼児の保健指導の用に供するもの

(11) 財団法人鳥取県交通安全協会が所有する自動車専ら交通安全の指導及び普及宣伝の用に供するもの

(12) 略

第3章 目的税

第7節 自動車税

(用語)

第134条の2 略

(自動車税の課税免除)

第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税(第4号から第9号まで及び第12号に規定する自動車にあっては、平成20年度から平成22年度までのうち該当する年度分の自動車税に限る。)を課さない。ただし、第4号から第12号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)~(9) 略

(10) 社団法人全国保健センター連合会(昭和39年2月3日に社団法人全国母子健康センター連合会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)が所有し、母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第2項に規定する母子健康センターが使用する自動車専ら母性並びに乳児及び幼児の保健指導の用に供するもの

(11) 財団法人鳥取県交通安全協会(昭和43年12月23日に財団法人鳥取県交通安全協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)が所有する自動車専ら交通安全の指導及び普及宣伝の用に供するもの

(12) 略

第3章 目的税

第1節 自動車取得税

(自動車取得税の納税義務者等)

第167条 自動車取得税は、自動車の取得に対し、その自動車の取得者に課する。

2 前項の自動車とは、道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車(自動車に付加して一体となっている物として法第699条の2第2項の施行令で定めるものを含む。)をいい、道路運送車両法第3条の大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに同条の小

型自動車及び軽自動車のうち2輪のもの（側車付二輪自動車を含む。）を除くものとし、前項の自動車の取得には、自動車製造業者の製造による自動車の取得、自動車販売業者の販売のための自動車の取得その他法第699条の2第2項の施行令で定める自動車の取得を含まないものとする。

（自動車取得税のみなす課税）

第168条 前条第1項の自動車（以下この節において「自動車」という。）の売買契約において、売主が当該自動車の所有権を留保している場合においても、当該売買契約の締結を同項の自動車の取得（以下この節において「自動車の取得」という。）と、買主を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける自動車について買主の変更があったときは、当該買主の変更に係る契約の締結を自動車の取得と、新たに買主となる者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

第169条 自動車製造業者、自動車販売業者又は法第699条の2第2項の施行令で定める自動車の取得をした者（以下この条において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。以下この条及び次条において同じ。）以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が運行の用に供した場合（当該販売業者等から当該自動車の貸与を受けた者がこれを運行の用に供した場合を含む。）においては、当該運行の用に供することを自動車の取得と、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

2 前項の場合において、当該販売業者等が、当該自動車について、道路運送車両法第7条の規定による登録を受けたとき（当該登録前に前条第1項の規定の適用がある自動車の売買がされたときを除く。）、同法第60条の規定による自動車検査証の交付を受けたとき（同法第59条第1項に規定する検査対象軽自動車に係る場合に限る。）又は同法第97条の3の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録、自動車検査証の交付又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

第170条 法の施行地外で自動車を取得した者が、当

該自動車を法の施行地外から最初に県内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供することを自動車の取得と、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

(自動車取得税の課税免除)

第171条 次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。ただし、第3号から第5号までに規定する自動車の取得にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

- (1) 日本赤十字社が、救急業務、採血業務又はへき地巡回診療のために専用する自動車
- (2) 公的医療機関で地方公共団体及び日本赤十字社以外の者が開設する病院又は診療所が救急業務又はへき地巡回診療のために専用する自動車
- (3) 社団法人全国保健センター連合会が取得し、母子保健法第22条第2項に規定する母子健康センターが専ら母性並びに乳児及び幼児の保健指導の用に供する自動車
- (4) 財団法人鳥取県交通安全協会が専ら交通安全の指導及び普及宣伝の用に供する自動車
- (5) 特定非営利活動法人が専ら特定非営利活動に係る事業の用に供する自動車(当該特定非営利活動法人がその設立の日から6月以内に無償で譲り受け、かつ、当該期間内に道路運送車両法第7条又は第13条の規定による登録がされたものに限る。)

(自動車取得税の減額)

第172条 知事は、第8条第1項の表の自動車取得税の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、自動車取得税を減免することができる。ただし、第1号の場合において、既に同号に該当することにより自動車取得税の減免を受けた者に対しては、当該減免の対象となった自動車取得税に係る自動車の取得の日から2年(当該自動車の取得が新車新規登録に係るものである場合にあつては、3年)以内に行った当該身体障害者等のための新たな自動車の取得に係る自動車取得税は、災害、盗難等により故障、損壊又は滅失した自動車に代わる自動車の取得に係る場合を除き、減免しないものとする。

- (1) 身体に障害を有し歩行が困難な者若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者(以下この条及び

次条において「身体障害者等」という。)又は身体障害者等と生計を一にする者が、次のいずれかの自動車を取得した場合

ア 当該身体障害者等が運転する自動車(当該身体障害者等が取得したものに限る。)

イ 当該身体障害者等の通院、通所、通学又は生業のためにその者と生計を一にする者が運転する自動車

ウ 当該身体障害者等(身体障害者等のみ又は身体障害者等及び18歳未満の者のみで構成される世帯の身体障害者等に限る。)の通院、通所、通学又は生業のためにその者を常時介護する者が運転する自動車

(2) 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車を取得した場合

(3) 専ら身体障害者等が運転するための構造の変更がなされた自動車で営業用のものを取得した場合

(自動車取得税の減免額)

第172条の2 前条の規定により減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1号アに該当するもの 当該自動車の取得に係る自動車取得税の全額又は250万円に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額のいずれか低い額

(2) 前条第1号イ又はウに該当するもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 身体障害者等の通院、通所若しくは通学のために運転する回数が1週間に3回以上である場合又は身体障害者等の生業のために運転する場合 前号に定める額

イ 身体障害者等の通院、通所又は通学のために運転する回数が1週間に1回又は2回である場合 当該自動車の取得に係る自動車取得税の全額又は150万円に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額のいずれか低い額

(3) 前条第2号又は第3号に該当するもの 当該自動車の取得価額のうち構造の変更に要した金額に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額

(自動車取得税の課税標準)

第173条 自動車取得税の課税標準は、自動車の取得

価額とする。

2 次に掲げる自動車の取得については、その取得の
時における当該自動車の通常の取引価額として法第
699条の7第2項の総務省令で定めるところにより
算定した金額を前項の取得価額とみなす。

(1) 無償でされた自動車の取得又は自動車を譲渡
した者が親族その他当該自動車を取得した者と特
殊の関係のある者で法第699条の7第2項第1号
の施行令で定めるものである場合その他特別の事
情がある場合における自動車の取得で同号の施行
令で定めるもの

(2) 代物弁済に係る給付として又は交換若しくは
民法(明治29年法律第89号)第553条の負担付贈
与(被相続人から相続人以外の者に対してされた
同法第1002条第1項の負担付遺贈を含む。)に係
る財産の移転としてされた場合における自動車の
取得

(3) 第169条第1項又は第170条の規定により自動
車の取得があったものとみなされる場合における
当該自動車の取得

(自動車取得税の税率)

第174条 自動車取得税の税率は、100分の3とする。

(自動車取得税の税率の特例)

第175条 自家用の自動車で軽自動車(道路運送車両
法第3条の軽自動車をいう。)以外のものの取得に
対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が昭
和49年4月1日から平成30年3月31日までの間に行
われたときに限り、前条の規定にかかわらず、100
分の5(平成20年4月1日から地方税法等の一部を
改正する法律(平成20年法律第21号)第1条の規定
による改正後の法(第189条において「新法」とい
う。)附則第32条第2項の規定が適用される日の前
日までの間にあっては、100分の3)とする。

(自動車取得税の免税点)

第176条 次の各号に掲げる自動車の取得のうち、取
得価額が当該各号に定める額以下であるものに対し
ては、自動車取得税を課さない。

(1) 次号に掲げる自動車の取得以外の自動車の取
得 15万円

(2) 平成2年4月1日から平成30年3月31日まで
の間に行われた自動車の取得 50万円

(自動車取得税の徴収方法)

第177条 自動車取得税の徴収については、申告納付の方法による。

(自動車取得税の申告納付)

第178条 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時又は日までに、法第699条の11第1項の総務省令で定める様式によって、自動車取得税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を県に納付しなければならない。

(1) 道路運送車両法第7条の規定による登録、同法第59条の規定による検査(検査対象軽自動車に係るものに限る。)又は同法第97条の3の規定による届出がされる自動車に係る自動車の取得 当該登録、検査又は届出の時

(2) 道路運送車両法第13条の規定による登録を受けるべき自動車の取得 当該登録を受けるべき事由があった日から15日を経過する日(その日前に当該登録を受けたときは、当該登録の時)

(3) 前2号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得又は法第699条の11第1項第3号の総務省令で定める自動車の取得 当該記入を受けるべき事由があった日から15日を経過する日(その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時)又は同号の総務省令で定める日

(4) 前3号の自動車の取得以外の自動車の取得 当該自動車の取得の日から15日を経過する日

2 自動車の取得をした者は、前項の規定の適用がある場合を除き、法第699条の11第2項の総務省令で定める様式によって、当該自動車の取得の事実に関し必要な事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

(自動車取得税の期限後申告及び修正申告納付)

第179条 前条第1項の規定によって申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第699条の18第4項の規定による決定の通知があるまでは、前条第1項の規定によって申告納付することができる。

2 前条第1項若しくは前項若しくはこの項の規定によって申告書若しくは修正申告書を提出した者又は

法第699条の18の規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は税額について不足額がある場合には、遅滞なく、法第699条の12第2項の総務省令で定める事項を記載した修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した税額を県に納付しなければならない。

(自動車取得税の納付手続)

第180条 自動車取得税の納税義務者は、第178条第1項又は前条の規定によって自動車取得税を納付する場合(法第699条の20の規定により当該自動車取得税額に係る延滞金額を納付する場合を含む。)には、これらの規定による申告書又は修正申告書に鳥取県収入証紙をはってしなければならない。この場合には、証紙の額面金額に相当する金額の証紙代金収納計器による表示を受けること、又は証紙の額面金額に相当する現金を納付した後規則で定める納税済印を受けることによって鳥取県収入証紙のはり付けに代えることができる。

(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除に関する申告)

第181条 法第699条の14第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、譲渡担保財産の設定に関する契約書の写しを添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 譲渡担保設定者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 自動車の登録番号又は車両番号
- (3) 譲渡担保財産の設定をした年月日
- (4) 譲渡担保権者から譲渡担保設定者に当該担保財産に係る自動車を移転した年月日

(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の徴収猶予に関する申告等)

第182条 法第699条の14第2項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、譲渡担保財産の設定に関する契約書の写しを添付して、第178条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

- (1) 譲渡担保設定者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 自動車の登録番号又は車両番号

- (3) 譲渡担保財産の設定をした年月日
- (4) 譲渡担保財産により担保された債権の弁済期限

2 法第699条の14第6項の規定による自動車取得税の還付を受けようとする者は、当該自動車取得税の年度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

3 法第699条の14第2項の規定によって徴収の猶予を受けた者が同条第1項の規定の適用がないことが明らかとなった場合には、その徴収猶予を取り消し、徴収猶予した徴収金を直ちに徴収する。

(自動車の返還があった場合の自動車取得税の還付又は納付義務の免除の申請)

第183条 法第699条の15第1項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した還付申請書又は免除申請書に当該自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由により当該自動車を自動車販売業者に返還したことを証する書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 還付又は免除を受けようとする自動車取得税の年度及び税額
- (2) 返還した自動車の種類、用途、車名、型式及び車台番号
- (3) 返還した自動車の登録番号又は車両番号
- (4) 自動車を返還した年月日
- (5) 自動車の返還を受けた自動車販売業者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (6) その他知事が必要であると認める事項

(自動車取得税に係る更正、決定等に関する通知)

第184条 法第699条の18第4項の規定による更正又は決定の通知、法第699条の21第5項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第699条の22第4項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(自動車取得税に係る不足税額等の納付手続)

第185条 前条の通知書を受理した申告納付すべき納税者は、不足税額(法第699条の19第1項に規定する不足税額をいう。)、過少申告加算金額(法第699条の21第1項に規定する過少申告加算金額をいう。)、不申告加算金額(同条第2項に規定する不申告加算金額をいう。)又は重加算金額(法第699条の22第1項及び第2項に規定する重加算金額をい

う。)があるときは、それぞれ納付書によってこれらを納付しなければならない。

2 前項の不足税額、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額に係る納期限は、前条の通知をした日から1月を経過した日とする。

第2節 軽油引取税

(用語)

第186条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 軽油 法第700条の2第1項第1号に規定する軽油をいう。

(2) 特約業者 法第700条の2第1項第3号に規定する特約業者をいう。

(3) 元売業者 法第700条の2第1項第2号に規定する元売業者をいう。

(4) 炭化水素油 法第700条の3第3項に規定する炭化水素油をいう。

(5) 揮発油 法第700条の3第3項に規定する揮発油をいう。

(6) 燃料炭化水素油 法第700条の3第3項に規定する燃料炭化水素油をいう。

(7) 石油製品販売業者 法第700条の3第4項に規定する石油製品販売業者をいう。

(8) 自動車の保有者 法第700条の3第5項に規定する自動車の保有者をいう。

2 当分の間、前項第5号に規定する揮発油には、租税特別措置法第88条の6の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を含むものとする。

(軽油引取税の納税義務者等)

第187条 軽油引取税は、次の表の左欄に掲げるものを課税標準として、それぞれ同表の右欄に定める者に対して課する。

(1) 特約業者又は元売業者からの軽油の引取り(特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。(2)において同じ。)で当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに係る軽油の数量	引取りを行う者
(2) 特約業者又は元売業者からの軽油の引取りを行う者が当該	現実の納入を伴う引取りを

<p>引取りに係る軽油の現実の納入を受けず、かつ、当該軽油につき現実の納入を伴う引取りを行う者がある場合における当該引取りに係る軽油の数量</p>	<p>行う者</p>
<p>(3) 特約業者又は元売業者が燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合におけるその販売量（法第700条の22の2第1項第3号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税若しくは揮発油税が課され、又は課されるべき軽油若しくは揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）</p>	<p>特約業者又は元売業者</p>
<p>(4) 石油製品販売業者が軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し、若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合におけるその販売量（法第700条の22の2第1項第1号若しくは第2号の規定により製造の承認を受けた当該販売に係る軽油又は同項第3号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税若しくは揮発油税が課され、又は課されるべき軽油若しくは揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）</p>	<p>石油製品販売業者</p>
<p>(5) 自動車の保有者が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）</p>	<p>自動車の保有者</p>

<p>におけるその消費量（当該消費に係る炭化水素油（燃料炭化水素油にあつては、法第700条の22の2第1項第4号の規定により消費の承認を受け、又は同条第6項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けたものをいう。）に既に軽油引取税若しくは揮発油税が課され、又は課されるべき軽油若しくは燃料炭化水素油若しくは揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）</p>	
<p>(6) 軽油引取税の特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有している場合（特別徴収義務者が引渡しを行った軽油につき現実の納入が行われていない場合を含む。）におけるその所有に係る軽油（引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。以下この項及び第196条第4号において同じ。）の数量（当該所有に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該所有に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除して得た数量）で法第700条の3第6項の施行令で定めるところによって算定したもの</p>	<p>特別徴収義務者であった者</p>
<p>(7) 特約業者が軽油を自ら消費する場合におけるその消費量</p>	<p>消費をする者</p>
<p>(8) 元売業者が軽油を自ら消費する場合におけるその消費量</p>	<p>消費をする者</p>
<p>(9) 法第700条の6各号に掲げる軽油の引取りを行った者が他の者に当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における当該譲渡に係る数量</p>	<p>譲渡をする者</p>

(10) 法第700条の6各号に掲げる軽油の引取りを行った者が当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため当該引取りに係る軽油を自ら消費する場合におけるその消費量	消費をする者
(11) 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の製造をして、当該製造に係る軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡する場合における当該消費又は譲渡に係る数量	消費又は譲渡をする者
(12) 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の輸入をする場合における当該輸入に係る数量	輸入をする者 (関税法 (昭和29年法律第61号) 第67条の輸入の許可を受ける場合には、当該許可を受ける者)

2. 特約業者又は元売業者が軽油を使用して軽油以外の炭化水素油 (自動車の内燃機関の用に供することができる) と認められる炭化水素油で法第700条の4第2項の施行令で定めるものを除く。) を製造する場合における当該軽油の使用は、前項の表 (7) 又は (8) に掲げる軽油の消費に含まれないものとする。

3. 第1項の表 (9) に掲げる軽油の譲渡をしようとする者は、法第700条の4第3項の施行令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出て、その承認を受けなければならない。

(軽油引取税の補完的納税義務)

第187条の2 法第700条の22の2第1項第1号又は第2号の規定に違反して知事の承認を受けずに製造された軽油について、法第700条の3第4項又は第700条の4第1項第5号の規定により軽油引取税を納付する義務を負う者 (以下この条において「納税義務者」という。) が特定できないとき又はその所在が明らかでないときは、当該軽油の製造を行った者又は当該軽油の製造の用に供した施設若しくは設備を所有する者で法第700条の4の2第1項の施行令で定めるものは、当該納税義務者と連帯して当該軽油引取税に係る徴収金を納付する義務を負う。

(軽油引取税の税率)

第188条 軽油引取税の税率は、1キロリットルにつき、1万5,000円とする。

(軽油引取税の税率の特例)

第189条 平成5年12月1日から平成30年3月31日までの間に第187条第1項の表(1)若しくは(2)に規定する軽油の引取り、同表(3)の燃料炭化水素油の販売、同表(4)の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同表(5)の炭化水素油の消費若しくは同表(7)から(12)までの軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が同表(6)の規定に該当するに至った場合における軽油引取税の税率は、前条の規定にかかわらず、1キロリットルにつき、3万2,100円(平成20年4月1日から新法附則第32条の2第2項の規定が適用される日の前日までの間にあっては、1万5,000円)とする。

(軽油引取税の徴収方法)

第190条 軽油引取税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第187条第1項の表(3)から(12)までの規定によって軽油引取税を課する場合及び特別の必要があつて知事が指定する場合においては、申告納付の方法による。

2 前項の規定にかかわらず、法第700条の16第4項(法第700条の19第5項において準用する場合を含む。)の規定によって軽油引取税を課する場合における徴収については、普通徴収の方法による。

(軽油引取税の特別徴収義務者)

第191条 軽油引取税の特別徴収義務者は、元売業者又は特約業者とする。

2 前項の特別徴収義務者が元売業者又は特約業者の指定を取り消された場合には、その取消しの日に特別徴収義務者でなくなるものとする。

3 第1項の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者からの軽油の引取りで現実の納入を伴うものに対して課する軽油引取税を徴収しなければならない。

(特約業者の指定等)

第192条 知事は、元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者(法第700条の6の3第1項の施行令で定める要件に該当

する者を除く。)で、県内に主たる事務所又は事業所を有するものを、その者の申請に基づき、仮特約業者として指定する。

2 前項の規定による仮特約業者の指定の有効期間は、指定を受けた日から起算して1年とする。ただし、仮特約業者が次条第1項の規定による特約業者の指定を受けたときは、当該仮特約業者の指定は、その効力を失う。

3 知事は、仮特約業者が法第700条の6の3第1項の施行令で定める要件又は同条第3項の施行令で定める場合に該当するときは、仮特約業者の指定を取り消すことができる。

4 前3項に定めるもののほか、仮特約業者の指定又は指定の取消しに関し必要な事項は、規則で定める。

第193条 知事は、県内に主たる事務所又は事業所を有する仮特約業者のうち、法第700条の6の4第1項の施行令で定める要件に該当するものを、当該仮特約業者の申請に基づき、特約業者として指定するものとする。

2 知事は、特約業者が法第700条の6の4第1項の施行令で定める要件に該当しなくなったとき、又は同条第3項の施行令で定める要件に該当するときは、特約業者の指定を取り消すことができる。

3 前2項に定めるもののほか、特約業者の指定又は指定の取消しに関し必要な事項は、規則で定める。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等)

第194条 軽油引取税の特別徴収義務者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。ただし、既に特別徴収義務者としての登録がなされている場合には、この限りでない。

(1) 県内において事務所又は事業所の事業を開始しようとする場合 当該開始の日の5日前の日

(2) 県内において事務所又は事業所の事業を開始した後に法第700条の6の2第1項の規定による元売業者としての指定又は法第700条の6の3第1項の規定による特約業者としての指定を受けた場合 当該指定の日の5日後の日

(3) 県内において引渡しに係る軽油の現実の納入が行われることとなった場合 当該納入の日の属する月の翌月の末日

2. 前項の登録を申請する場合において提出すべき申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

(1) 前項第1号の場合 次に掲げる事項

ア 特別徴収義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称

イ 事務所又は事業所の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

ウ 軽油の貯蔵設備がある場合には、その概要

エ 事務所又は事業所の事業の開始予定年月日

オ その他知事が必要であると認める事項

(2) 前項第2号の場合 次に掲げる事項

ア 特別徴収義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称

イ 事務所又は事業所の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

ウ 軽油の貯蔵設備がある場合には、その概要

エ 元売業者又は特約業者として指定された日

オ その他知事が必要であると認める事項

(3) 前項第3号の場合 次に掲げる事項

ア 特別徴収義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称

イ 軽油の納入地

ウ 当該納入を受ける者の住所又は所在地及び氏名又は名称

エ その他知事が必要であると認める事項

3. 知事は、第1項の登録の申請を受理した場合には、当該特別徴収義務者を登録するとともに、その旨を当該特別徴収義務者に対して通知するものとする。

4. 登録特別徴収義務者（前項の規定により登録を受けた特別徴収義務者をいう。以下この条において同じ。）は、登録をした事項に変更を生じた場合には、その変更に係る事項について、遅滞なく、登録の変更の申請をしなければならない。

5. 知事は、登録特別徴収義務者から登録の取消しの申請があったとき、又は当該登録特別徴収義務者が特別徴収義務者でなくなったときには、遅滞なく、当該登録特別徴収義務者の登録を取り消すものとする。

6. 知事は、登録特別徴収義務者が次の各号のいずれにも該当することとなったときは、当該登録特別徴収義務者の登録を取り消すことができる。

(1) 当該登録特別徴収義務者の事務所又は事業所

が県内に所在しなくなったこと。

(2) 県内において1年以上当該登録特別徴収義務者からの軽油の納入が行われていないこと。

7 知事は、登録特別徴収義務者の登録を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該取消しに係る者に対して通知するものとする。

8 前各項に定めるもののほか、特別徴収義務者の登録又は登録の取消しに関し必要な事項は、規則で定める。

(軽油引取税の申告納入)

第195条 軽油引取税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量（以下この節において「課税標準量」という。）及び税額並びに法第700条の5又は法第700条の6の規定によって軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量その他必要な事項を記載した法第700条の11第2項の総務省令で定める様式による納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。

2 前項の場合において、法第700条の5又は法第700条の6の規定によって軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量については、法第700条の11第4項の総務省令で定めるところにより、免税証その他当該数量を証する書類を添付して知事の承認を受けなければならない。

3 前条第4項に規定する登録特別徴収義務者は、第1項の期間について納入すべき軽油引取税額がない場合においても、同項及び前項の規定に準じて納入申告書を知事に提出しなければならない。

(軽油引取税の申告納付)

第196条 第190条第1項ただし書の規定によって軽油引取税を申告納付すべき納税者は、次の各号に定めるところによって申告した税額を、それぞれ納付書によって納付しなければならない。

(1) 第187条第1項の表(3)に該当する特約業者又は元売業者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該販売に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した法第700条の14第2項の総務省令で定める様式による納付申告書を知事に提出すること。

(2) 第187条第1項の表(4)に該当する石油製品

販売業者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該販売に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した法第700条の14第2項の総務省令で定める様式による納付申告書を知事に提出すること。

(3) 第187条第1項の表(5)に該当する自動車の保有者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該消費に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した法第700条の14第2項の総務省令で定める様式による納付申告書を知事に提出すること。

(4) 第187条第1項の表(6)に該当する者にあつては、その者に係る特別徴収の義務が消滅した日の属する月の翌月の末日までに、その所有に係る軽油に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した法第700条の14第2項の総務省令で定める様式による納付申告書を知事に提出すること。

(5) 第187条第1項の表(7)、(8)又は(11)に該当する者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した法第700条の14第2項の総務省令で定める様式による納付申告書を知事に提出すること。

(6) 第187条第1項(9)又は(10)に該当する者にあつては、当該消費又は譲渡をした日から30日以内に当該消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した法第700条の14第2項の総務省令で定める様式による納付申告書を知事に提出すること。

(7) 第187条第1項の表(12)に該当する者にあつては、当該軽油の輸入の時までに、当該輸入に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した法第700条の14第2項の総務省令で定める様式による納付申告書を知事に提出すること。

(軽油引取税に係る免税の手続)

第197条 法第700条の6各号に掲げる用途に供するため、同条の規定によってその引取りについて軽油引取税を課さないこととされる軽油(以下「免税軽油」という。)の引取りを行おうとする同条各号に掲げる者(以下「免税軽油使用者」という。)は、あらかじめ、知事に法第700条の15第2項の申請書

を提出して同項に規定する免税軽油使用者証（以下「免税軽油使用者証」という。）の交付を受けておかなければならない。

2 前項の規定により免税軽油使用者証の交付を受けようとする者は、手数料を納付しなければならない。

3 前項の規定により納付すべき手数料の額は、400円とする。

4 第2項の手数料は、鳥取県収入証紙により納付しなければならない。

5 知事は、第1項の申請書の提出があった場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の用途が法第700条の6各号に掲げる用途のいずれにも該当しないときその他法第700条の15第3項の施行令で定めるときを除き、免税軽油使用者証を交付する。

6 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、当該免税軽油使用者証の記載事項に変更を生じた場合には、遅滞なく、知事に申請して当該免税軽油使用者証の書換えを受けなければならない。

7 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、免税軽油の引取りを必要としなくなった場合には、遅滞なく、当該免税軽油使用者証を知事に返納しなければならない。

8 免税軽油使用者証の交付を受けた者（次条第3項の規定により2人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあっては、そのいずれかの者）が地方税に関する法令の規定に違反したときその他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときは、知事は、当該免税軽油使用者証の返納を命ずることができる。

第198条 免税軽油使用者が免税証の交付を受けようとする場合においては、その都度、前条の規定によりあらかじめ交付を受けている免税軽油使用者証を提示して法第700条の15第1項の規定による申請書を知事に提出しなければならない。この場合において、同項ただし書の規定の適用を受けようとするときは、施行令第56条の9の届出書の写しを知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書に記載する免税軽油の数量は、18リットルを下らないようにしなければならない。

3 第1項の規定による申請は、2人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量を取

りまとめ、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証又は法第700条の15第2項後段の規定により交付を受けた免税軽油使用者証を提示するとともに、第1項の申請書に免税軽油使用者ごとに記名押印した施行令第56条の8第3項の明細書を添付しなければならない。

4 知事は、第1項の申請書の提出があった場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする軽油の数量がその用途及び使用期間に照らし適当でないときその他法第700条の15第6項の施行令で定めるときを除き、当該免税軽油使用者に対し、当該軽油の数量に相当する軽油の数量の引取りを行うため必要とする免税証を交付する。

5 免税軽油使用者は、前項の免税証に記載された販売業者から免税軽油の引取りを行うものとする。ただし、船舶の使用者等が当該販売業者の事務所又は事業所以外の地において軽油の引取りを行う必要が生じたことその他やむを得ない理由がある場合においては、他の販売業者から免税軽油の引取りを行うことができる。

6 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証に記名押印しなければならない。

7 免税証の有効期間は、免税証を交付した日から1年を超えない範囲内において知事が定めて免税証に記載した期間とする。

8 前条第7項及び第8項の規定は、免税証について準用する。

(免税軽油以外の軽油の引取りを行った後において当該引取りに係る軽油を免税用途に供した場合における措置)

第199条 免税軽油使用者は、免税証に記載された数量を超える数量の軽油を法第700条の6各号に掲げる用途に使用した場合において、法第700条の22第4項又は第5項の規定による知事の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書にその事実を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 住所又は所在地及び氏名又は名称

(2) 知事が交付した免税証に係る軽油の数量

(3) 免税軽油以外の軽油を免税用途に供する必要が生じた理由

(4) 免税軽油以外の軽油を免税用途に供した年月日及びその数量

(5) 免税軽油以外の軽油の引渡しを行った軽油の販売業者の事務所又は事業所の所在地及び氏名又は名称

(6) 免税証の交付を申請することができなかった理由

(7) その他知事が必要であると認める事項

2 知事は、前項の承認をした場合には、規則で定める承認書を同項の免税軽油使用者に交付する。

3 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第700条の22第4項又は第5項の規定によって、軽油引取税額の納入の免除又は軽油引取税額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合には、規則で定める申請書に免税証を交付した都道府県知事の承認書を添付して知事に提出しなければならない。

(免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限)

第200条 引取りを行う免税軽油の数量が少量であることその他規則で定める特別な事情があると認められる者が法第700条の20の2第1項の報告書を提出する期限は、規則で定める。

(軽油引取税の徴収猶予の申請)

第201条 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第700条の21第1項の規定によって徴収猶予を申請する場合には、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、これを知事に提出するとともに申請に係る金額に相当する担保を提供しなければならない。

(1) 住所又は所在地及び氏名又は名称

(2) 申請に係る事務所又は事業所の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

(3) 軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を第195条の納期限までに受け取ることができなかった理由並びにその受け取ることができなかった金額

(4) 提供する担保

(5) 徴収猶予を受けようとする税額及び期間

(6) その他知事が必要であると認める事項

(軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請)

第202条 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第700条の21の2第1項の規定によって軽油引取税の還付又

は納入義務の免除を申請する場合には、総務省令第18条で定める申請書を知事に提出しなければならない。

(軽油を返還した場合における措置)

第203条 軽油引取税の特別徴収義務者から軽油引取税が課される軽油の引取りが行われた後販売契約の解除により、その引取りに係る軽油の全部又は一部が当該特別徴収義務者に返還された場合において、その引取りに係る軽油の軽油引取税額がまだ納入されていないときは、当該特別徴収義務者は、当該軽油が返還された日から1月以内に次に掲げる事項を記載した書面を知事に提出しなければならない。

- (1) 住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 申請に係る事務所又は事業所の名称及び所在地並びにその代表者の氏名
- (3) 当該販売契約による軽油の引取りが行われた年月日及び引取りに係る軽油の数量
- (4) 販売契約の解除の理由及び解除のあった年月日
- (5) 返還に係る軽油の数量及び返還のあった年月日
- (6) その他知事が必要であると認める事項

2 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第700条の22第1項の規定によって、軽油引取税額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合には、規則で定める還付申請書を知事に提出しなければならない。

3 前2項の場合においては、当該特別徴収義務者は、その返還があったこと及びその数量を証明する書類を添付しなければならない。

(製造等の承認の申請等)

第204条 法第700条の22の2第1項の承認を受けようとする元売業者(同項第1号及び第2号に掲げる場合にあつては、法第700条の6の2第1項第1号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く。)、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等(軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをいう。)又は自動車の保有者は、同項の総務省令で定める事項について記載した申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があつた場合には、軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときを除き、法第700条の22の2第1項の承認

<p style="text-align: center;">第1節及び第2節 削除</p> <p>第167条から第206条まで 削除</p>	<p>を与えるものとする。</p> <p>3 <u>前2項に定めるもののほか、製造等の承認に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(<u>軽油引取税に係る更正、決定等に関する通知</u>)</p> <p>第205条 <u>法第700条の30第4項の規定による更正又は決定の通知、法第700条の33第5項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第700条の34第4項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。</u></p> <p>(<u>軽油引取税に係る不足金額等の納付手続</u>)</p> <p>第206条 <u>前条の通知書を受理した特別徴収義務者又は申告納付すべき納税者は、不足金額(法第700条の31第1項に規定する不足金額をいう。)、過少申告加算金額(法第700条の33第1項に規定する過少申告加算金額をいう。)、不申告加算金額(同条第2項に規定する不申告加算金額をいう。)</u>又は重加算金額(法第700条の34第1項及び第2項に規定する重加算金額をいう。)があるときは、それぞれ納入書又は納付書によってこれらを納入し、又は納付ししなければならない。</p> <p>2 <u>前項の不足金額、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額に係る納期限は、前条の通知をした日から15日を経過した日とする。</u></p>
---	--

(鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 鳥取県税条例の一部を改正する条例(平成20年鳥取県条例第30号)を次のように改正する。

第1条中鳥取県税条例第53条の4に1項を加える改正規定及び第53条の12に1項を加える改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
<p>(<u>配当割の税率の特例</u>)</p> <p>第53条の4 略</p> <p>2 <u>所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に支払を受けるべき法附則第33条の2第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額(同項前段に規定す</u></p>	<p>(<u>配当割の税率の特例</u>)</p> <p>第53条の4 略</p>

る上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。) に対して課する所得割の額は、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.2に相当する額とする。

(株式等譲渡所得割の税率の特例)

第53条の12 略

2 所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に上場株式等の譲渡のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。) については、法附則第35条の2第1項前段の規定により同項前段に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号。以下この項において「改正法」という。)附則第3条第22項の施行令で定めるところにより計算した金額に対して課する所得割の額は、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(改正法附則第3条第19項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。)の100分の1.2に相当する金額とする。

(株式等譲渡所得割の税率の特例)

第53条の12 略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第 号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第41条の次に2条を加える改正 平成21年4月1日
- (2) 第1条中第24条の3に1項を加える改正 平成22年1月1日
- (3) 第1条中第103条の改正 農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第 号)の施行の日

(自動車取得税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の鳥取県税条例(以下「新条例」という。)の規定中自動車取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽油引取税に関する部分は、施行日以後に新条例第134条の23第1項の表(1)若しくは(2)に規定する軽油の引取り、同表(3)の燃料炭化水素油の販売、同表(4)の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同表(5)の炭化水素油の消費若しくは同表(7)から(12)まで(同表(9)又は(10)の軽油の消費を除く。)の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が同表(6)の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税について適用する。

2 施行日前に第1条の規定による改正前の鳥取県税条例(以下「旧条例」という。)第187条第1項の表(1)若しくは(2)に規定する軽油の引取り、同表(3)の燃料炭化水素油の販売、同表(4)の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同表(5)の炭化水素油の消費若しくは同表(7)から(12)まで(同表(9)又は(10)の軽油の消費

を除く。)の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同表(6)の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現にされている旧条例第192条第1項の規定による仮特約業者の指定の申請は、新条例第134条の29第1項の規定による仮特約業者の指定の申請とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第192条第1項の規定により仮特約業者の指定を受けている者に係る同項の規定による当該仮特約業者の指定は、新条例第134条の29第1項の規定による仮特約業者の指定とみなす。
- 5 この条例の施行の際現にされている旧条例第193条第1項の規定による特約業者の指定の申請は、新条例第134条の30第1項の規定による特約業者の指定の申請とみなす。
- 6 この条例の施行の際現に旧条例第193条第1項の規定により特約業者の指定を受けている者に係る同項の規定による当該特約業者の指定は、新条例第134条の30第1項の規定による特約業者の指定とみなす。
- 7 この条例の施行の際現にされている旧条例第194条第1項の規定による特別徴収義務者の登録の申請は、新条例第134条の31第1項の規定による特別徴収義務者の登録の申請とみなす。
- 8 この条例の施行の際現に旧条例第194条第3項の規定により登録特別徴収義務者の登録を受けている者に係る同項の規定による当該登録特別徴収義務者の登録は、新条例第134条の31第3項の規定による登録特別徴収義務者の登録とみなす。
- 9 この条例の施行の際現にされている旧条例第194条第4項の規定による登録特別徴収義務者の登録の変更の申請は、新条例第134条の31第4項の規定による登録特別徴収義務者の登録の変更の申請とみなす。
- 10 この条例の施行の際現にされている旧条例第194条第5項の規定による登録特別徴収義務者の登録の取消しの申請は、新条例第134条の31第5項の規定による登録特別徴収義務者の登録の取消しの申請とみなす。
- 11 この条例の施行の際現に旧条例第197条第1項の規定により交付を受けている免税軽油使用者証は、新条例第134条の34第1項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証とみなす。
- 12 この条例の施行の際現にされている旧条例第197条第6項の規定による免税軽油使用者証の書換えの申請は、新条例第134条の34第6項の規定による免税軽油使用者証の書換えの申請とみなす。
- 13 この条例の施行の際現にされている旧条例第198条第1項の規定による免税証の交付の申請は、新条例第134条の35第1項の規定による免税証の交付の申請とみなす。
- 14 この条例の施行の際現に旧条例第198条第4項の規定により交付を受けている免税証は、新条例第134条の35第4項の規定により交付を受けた免税証とみなす。
- 15 この条例の施行の際現に旧条例第204条第2項の規定により知事の承認を受けている者に係る同項の規定による知事の承認は、新条例第134条の41第2項の規定による知事の承認とみなす。

(法人の県民税均等割に関する経過措置)

第4条 この条例の施行の際現に旧条例第8条第2項の規定に基づく法人の県民税の均等割の減免を受けている認可地縁団体(収益事業を行わないものに限る。)は、新条例第41条の2第1項の規定による法人の県民税の均等割を課さないこととされた者とみなす。

(この条例の失効)

第5条 この条例の規定(附則第1条第1号に掲げる改正を除く。)は、改正法の施行によりその効力を生じるものとし、改正法が成立しないとき、その他改正法による改正後の地方税法の規定の内容が新条例の規定の内容と異なることとなるときは、この条例の規定は、その限りにおいてその効力を失う。